

陸上自衛隊教育訓練研究本部仕様書	
レンタカー	仕様書番号
	教訓研本教－17
	作成 令和 3年 7月 9日
	変更 令和 年 月 日
作成部隊等名	教育訓練研究本部教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部が使用するレンタカーについて規定する。

1.2 一般的事項

製品は、“国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号（平成31年2月改訂））”に適合するものとするほか、この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

2 製品に関する要求

2.1 品名、規格、借用・返却場所、期間、単位及び数量

品名、規格、借用・返却場所、期間、単位及び数量は、表1による。

表1－品名、規格、借用・返却場所、期間、単位及び数量

品名	規格	借用・返却場所	期間	単位	数量
レンタカー (上越)	マイクロバス 21人乗り以上	教育訓練研究本部 (目黒駐屯地)	令和3年9月14日(火)1500 ～令和3年9月19日(日)1000	台	1

2.2 装備等

装備等は、次による。

- a) AT車であること。
- b) カーナビゲーションが装備されていること。
- c) ETCが装備されていること。
- d) 免責補償が付帯されていること。

3 品質保証

検査は、契約担当官等が定める検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

入札又は見積に参加するものは、予定している車種を適宜の様式により、入札又は見積日時の前日までに契約担当官等に通知するものとする。

4.2 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。